

上杉山通小学校PTA 個人情報取り扱い研修

本研修では、仙台市立上杉山通小学校PTA会則の細則の第五章 第27条に基づく

『個人データの取り扱いに関する留意事項』
を確認します。

【研修内容】

1. 「個人情報保護法」の目的は？
2. 「個人情報」とは？
3. 取り扱いのチェックポイントは？
4. 相談したいときはどうすれば？



参考資料：

政府広告オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html>

1. 「個人情報保護法」の目的は？

個人情報を取り扱う際のルールを定めた法律。

平成29年5月30日からはずべての事業者が対象です。

大企業はもちろん、中小企業や個人事業主、町内会・自治会、学校の同窓会なども、個人情報を取り扱う際のルールが義務づけられます。

5,001人分以上の個人情報を利用する事業者

平成29年
5月30日
以降

個人情報を利用する
すべての事業者

⇒ 次ページに、個人情報の定義を説明します。

2. 「個人情報」とは？

氏名や生年月日、住所だけでなく、マイナンバーや指紋データなども個人情報です

個人情報とは

生存する個人に関する情報
であって、
特定の個人を識別できるもの

そもそも「個人情報」とは、どのような情報を言うのでしょうか。

⇒ 次ページ以降に、

改正個人情報保護法で定義する「個人情報」の具体例を紹介します。

【個人情報とは？】

生きている個人に関する情報で、

(1)氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できるもの

(他の情報と容易に照合でき、それにより、特定の個人を識別できるものを含む)

履 歴 書

〇〇年 〇月 〇日現在

ふりがな 氏 名	にほん たらう 日本 太郎
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (満〇〇才) <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女



ふりがな 現住所 〒	〇〇けん〇〇し〇〇〇〇ばんち〇 〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇〇番地〇	電話 市外局番(〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇 (〇〇〇〇) 方呼出
ふりがな 現住所 〒	(現在住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)	電話 市外局番() 方呼出

年	月	学歴・職歴 (各別にまとめて書く)
		学 歴
平成〇〇	3	〇〇県立〇〇高等学校 普通科 卒業
平成〇〇	4	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 入学

生きている個人に関する情報で、 (2)個人識別符号(下記の①、②)が含まれるもの

- ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子的に
利用するために変換した以下の符号
- ② サービス利用や書類において対象者ごとに
割り振られる以下の公的な番号

(しょうもん) (こうさい) (しゅし)
顔、指紋・掌紋、虹彩、手指の静脈、
声紋、DNAなど



3. 取扱いのチェックポイントは？

基本的には常識的な注意で十分。でも念のためご確認を

個人情報扱う際の基本的なルールは、

「使う目的をきちんと説明する」、「勝手に目的外に使わない」、「しっかり保管する」など。

- (1) 個人情報を取得するとき**
- (2) 個人情報を利用するとき**
- (3) 個人情報を保管するとき**
- (4) 個人情報を他人に渡すとき**
- (5) 本人から個人情報の開示を求められたとき**

⇒ 次ページ以降に、個人情報の取り扱いに関する5つのポイントに関して説明します。

(1) 個人情報を取得するとき

- ・ 個人情報を取得する際は、どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定しなければなりません。**
- ・ 個人情報の利用目的は、あらかじめ公表するか、本人に知らせる必要があります。**
- ・ 個人情報のうち、本人に対する不当な差別・偏見が生じないように特に配慮を要する情報※は、「要配慮個人情報」として、取得するときは本人の同意が必要です。**

※ 人種、信条、社会的身分、病歴、
犯罪の経歴、犯罪被害情報など

(2) 個人情報を利用するとき

- 取得した個人情報は、利用目的の範囲で利用しなければなりません。**
- すでに取得している個人情報を、取得時と異なる目的で利用する際には、本人の同意を得る必要があります。**

(3) 個人情報を保管するとき

- 取得した個人情報は漏洩などが生じないように、**安全に管理しなければなりません。**

例：

- 紙の個人情報は鍵のかかる引き出しで保管する
- パソコンの個人情報ファイルにはパスワードを設定する
- 個人情報を扱うパソコンにはウイルス対策ソフトを入れるなど



(4) 個人情報を他人に渡すとき

- **個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければなりません。**

※ 業務の委託、事業の承継、共同利用は、第三者には当たりません。

以下の場合、本人の同意を得なくても個人情報を他人に渡すことができます。

- 法令に基づく場合（例：警察からの照会）
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要で、かつ本人からの同意を得るのが困難なとき（例：災害時）
- 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合で、かつ本人の同意が難しいとき（例：児童虐待からの保護）
- 国や地方公共団体などへの協力

(5) 本人から個人情報の開示を求められたとき

- 本人からの請求があった場合、個人情報の開示、訂正、利用停止などに対応しなければなりません。**
- 個人情報の取扱いに対する苦情を受けたときは、適切かつ迅速に対処しなければなりません。**
- 個人情報を扱う事業者や団体の名称や個人情報の利用目的、個人情報開示などの請求手続の方法、苦情の申出先などについて、ウェブサイトでの公表や、聞かれたら答えられるようにしておくなど、本人が知り得る状態にしておかなければなりません。**

4. 相談したいときはどうすれば？

**詳しくは個人情報保護委員会ウェブサイトまたは
個人情報保護法相談ダイヤルへ**

【個人情報保護法に関する相談・お問い合わせは】

- ・ 個人情報保護法相談ダイヤル
電話番号 03-6457-9849
受付時間 平日9:30～17:30（土日・祝日・年末年始は休業）
- ・ 中小企業サポートページ（個人情報保護法）
- ・ よくある質問
[個人向け]
<http://www.ppc.go.jp/personal/faq/kojin/>
[個人情報取扱事業者向け]
<http://www.ppc.go.jp/personal/faq/jigyosha/>